# 小学生農村体験交流事業業務委託 公募型プロポーザル実施要項

#### 1 趣旨

この要項は、文京区友好都市提携記念事業である「小学生農村体験交流事業業務(以下「業務」という。)」の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施することに関して必要な事項を定める。

# 2 業務の概要等

(1) 業務の名称

小学生農村体験交流事業業務委託

(2) 業務の目的

石川啄木を縁として締結した東京都文京区と盛岡市の友好都市提携を機に,次の項目を目的として,文京区の小学生を盛岡市に招待し、農村体験交流事業を実施するもの。

- ア 市民レベルの交流促進と関係人口の増加に寄与すること
- イ 文京区の小学生を本市に招待し、都会では味わうことのできない農村体験交流を通じて、 関係性の構築や将来における移住・定住にも繋げること
- ウ 文京区との共催により PRなどの取組の波及効果を期待するもの
- (3) 業務の内容

この要項及び別紙仕様書のとおり。

(4) 発注者

盛岡市

(5) 業務委託の期間

業務委託契約の締結の日から令和元年9月30日まで

(6) 業務委託契約の上限額

1,296千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

実施要項等は、令和元年5月9日(木)から5月24日(金)まで、盛岡市玉山総合事務所 総務課において配布する。

また, 盛岡市公式ホームページにも掲載する。

(2) 提案者の資格要件

次に掲げる資格要件をいずれも満たす法人とする。

- ア 官公庁等との契約の実績及び本業務と類似の実績を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 市税並びに法人税,消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがある者, 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者,

その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

オ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また、同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

### 4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

なお、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者においては、次に掲げる(2)から(7)までの 書類の提出は不要とする。

(1) 申込書(様式第1号)

1 部

(2) 誓約書 (様式第2号)

1 部

(3) 委任状(様式第3号)

1 部

※代表者が、支店長、営業所長等、特定の方に契約権限を委任する場合は提出すること。

(4) 法人登記 履歴事項全部証明書 (写し可)

1 部

※申込書提出日の直前3か月以内に発行されたもの。

(5) 印鑑証明書(原本)

1 部

※申込書提出日の直前3か月以内に発行されたもの。

(6) 納税証明書 (写し可)

1 部

※直近2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税,固定資産税,都市計画税並びに直近2事業年度分の国に納付すべき法人税,消費税及び地方消費税の納税証明書

(7) 役員の一覧表 (様式第4号)

1部

(8) 事業計画書(様式第5号)

5部

(9) 企画提案書(任意様式)

5部

※小学生農村体験交流事業のメニューやスケジュール,内容,実施方法等(募集方法含む)を 提案すること。

(10) 実績調書(様式第6号)

5部

※官公庁等との類似業務の契約実績を記載すること。

(11) 見積書(任意様式)

5部

※項目,数量,単価,金額,税等を記載すること。

(12) 会社概要が分かるパンフレット等(任意様式)

5部

# 5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和元年5月9日(木)から令和元年5月24日(金)必着 (土曜・日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出方法

持参、簡易書留、レターパック及びゆうパックでの郵送による。

なお,郵送により提出する場合は,封筒等の表面に「小学生農村体験交流事業業務提案書」 と朱書きすること。

### 6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問用紙(様式第7号)を提出すること。 なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和元年5月9日(木)から5月16日(木)午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールによる。 (送信先:tm. soumu@city. morioka. iwate. jp) 電子メールの件名は「小学生農村体験交流事業業務質問」とすること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、盛岡市公式ホームページへ順次掲載し、公表する。 なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

#### 7 提案書類の審査

(1) 審查方法

審査は、提案者からの事業説明(プレゼンテーション)を含む質問審査(ヒアリング)により行う。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

- ア 実施体制及びスケジュール
- イ 農村体験交流の充実度
- ウ農村体験交流の実現性
- エ 農村体験交流による効果
- オ 事業費積算の妥当性
- (3) 審查結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載 し、公表する。

(4) 審查日程(予定)

ア 公募の周知

令和元年5月9日(木)

(盛岡市公式ホームページ掲載、実施要項等配布)

イ 質問の受付期間令和元年5月9日(木)から5月16日(木)までウ 提案書類の受付期間令和元年5月9日(木)から5月24日(金)までエ 審査の実施令和元年5月29日(水)(時間は別途通知します)

オ 審査結果の通知・公表 令和元年6月上旬

#### 8 委託契約の締結

契約締結の方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴収して契約書を作成する。

なお,契約内容となる仕様書については、第1順位者が提出した提案内容を基に作成するが,

本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提 案内容の一部を変更した上で、仕様書を作成する場合がある。

### 9 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 説明会

このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は原則として返却しない。

なお,提出された書類は,盛岡市情報公開条例(平成12年12月26日条例第51号)に基づき 開示等を実施する場合がある。

(4) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

10 問い合わせ先・提案書類の提出先

盛岡市 玉山総合事務所 総務課 地域政策係

住所:〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360

電話:019-683-2116 (直通)

FAX:019-683-1130 (直通)

電子メール: tm. soumu@city.morioka.iwate.jp